

# 岐阜県公報

第二千一百一十号

平成二十一年十一月二十四日

(火曜日)

## 目次

告示

一般廃棄物処理施設の設置許可の申請

(廃棄物対策課) 七四三<sup>ページ</sup>

公示

落札者等に関する公示

(保健医療課) 七四四

## 告示

岐阜県告示第六百二十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八條第一項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により告示し、当該設置許可申請に係る申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、岐阜県知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書(氏名及び住所並びに対象事業の名称及び意見を日本語により記載した書面に限る。)を提出することができる。

平成二十一年十一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 事業の名称

株式会社マテリアル東海 一般廃棄物処理施設(焼却施設) 設置許可申請

### 二 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

岐阜県下呂市森一三二九番地三

株式会社マテリアル東海

代表取締役 今井 哲夫

### 三 一般廃棄物処理施設の設置場所

岐阜県下呂市三原字ヒダニヒラ五四八番三 外二筆

### 四 一般廃棄物処理施設の種類の

焼却施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第百号)第五条第一項に該当する施設)

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる)  
(ときは翌日)

平成二十一年十一月二十四日

<p>五 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 可燃ごみ(草、葉)</p> <p>六 設置許可申請年月日 平成二十一年八月二十七日</p> <p>七 縦覧の場所並びに期間及び時間 1 縦覧の場所 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 岐阜県岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県飛騨振興局環境課下呂市駐在 岐阜県下呂市萩原町羽根二六〇五番一 下呂市総務部総務課 岐阜県下呂市小川三三九〇番地</p> <p>2 縦覧の期間及び時間 平成二十一年十一月二十四日(火)から平成二十一年十二月二十四日(木)までの午前九時三十分から午後四時三十分まで(県及び下呂市の機関の休日を除く。)</p> <p>八 意見書の提出期間及び提出先 1 提出期間 平成二十一年十一月二十五日(金)から平成二十二年一月七日(木)までの午前九時三十分から午後四時三十分まで(県の機関の休日を除く。)。ただし、郵送による場合は、平成二十二年一月七日(木)までの消印のあるもの限り受け付けるものとする。</p> <p>2 提出先 岐阜県環境生活部廃棄物対策課(〒五〇〇 八五七〇 岐阜県岐阜市数田南二丁目一番一号)又は岐阜県飛騨振興局環境課下呂市駐在(〒五〇九 二五九二 岐阜県下呂市萩原町羽根二六 五番一)</p>	<p>平成二十一年十一月二十四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>1 調達物品の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬 タミフルカプセル75 100カプセル備蓄用 14,250箱</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当 令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当</p> <p>4 契約の相手方を決定した日 平成21年10月8日</p> <p>5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都北区浮間五丁目5番1号 中外製薬株式会社 営業本部長 中村 直隆</p> <p>6 契約金額 274,711,500円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県健康福祉部保健医療課 (2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号</p>
<p>公 示</p> <p>落札者等に関する公示</p> <p>岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。</p>	

平成二十一年十一月二十四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社